

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

2024年度第2回通常理事会議事録

日 時 2025年3月7日(金) 13:00~15:10
場 所 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構(オンラインにて開催)
理事総数 14名
出席者 理事 浅川伸、伊東卓、岩田史昭、沖野眞已、小幡(成瀬)純子、
(全員オンラインで出席) 宋戸一樹、高杉重夫、竹下啓介、田口亜希、玉川敏彦、八木由里、
松本泰介(12名)
監事 川原貴、辻居幸一
事務局 高杉重夫、小川和茂、恒石直和、竹内映
欠席者 理事 鹿島丈博、藤原正樹
議事録作成者 高杉重夫(事務局長)

2024年度第2回通常理事会は、定款第40条第1項及び第41条に基づき2025年2月28日に電磁的方法をもって招集された。沖野代表理事より、定款42条第1項の規定に従い、議決に加わることのできる理事14名中12名の出席により定足数を満たしたので本理事会は有効に成立した旨及び出席者が一堂に会すると同様に適時的確な意思表示ができることを確認し、議事に入った。

【議決事項】第1号：2025年度事業計画の件(資料1)

高杉執行理事より資料1に基づき説明し、沖野代表理事から補足説明があり、全会一致で決定した。

【議決事項】第2号：2025年度事業予算及び同会計別内訳の件(資料2、3)

高杉執行理事より資料2、3に基づき説明し、沖野代表理事から補足説明があり、全会一致で決定した。

【議決事項】第3号：基本計画・中期計画(2025年度~2028年度)策定の件(資料4)

高杉執行理事より資料4に基づき説明があり、沖野代表理事から補足説明があった後、提案の計画は、暫定版とし、次回の理事会でさらに審議を行うことで、全会一致で決定した。

【議決事項】第4号：規則改定(仲裁人・調停人報酬関係)の件(資料5)

高杉執行理事より資料5に基づき説明があり、沖野代表理事より補足説明があった後、全会一致で決定した。

【議決事項】第5号：スポーツ仲裁・調停等事業専門員の契約条件の件(資料6、10)

高杉執行理事より資料6、10に基づき説明があり、沖野代表理事より補足説明があった後、全会一致で決定した。

【議決事項】第6号：2025年度スポーツ庁委託事業に係る報酬の件（資料7～9）

高杉執行理事より資料7～9に基づき開催方法等について説明があり、全会一致で決定した。

【議決事項】第7号：職員及び仲裁調停専門委託員の給与等の件（資料11～13）

高杉執行理事より資料11～13に基づき説明があり、沖野代表理事より補足説明があった後、全会一致で決定した。

【議決事項】第8号：評議員会の開催日程の件（資料14）

高杉執行理事より資料14に基づき開催方法等について説明があり、全会一致で決定した。

【報告事項】第1号：2024年度事業報告（中間報告）の件（資料15）

伊東執行理事、岩田執行理事、八木執行理事、高杉執行理事より資料15のとおり報告があった。

【報告事項】第2号：2024年度決算報告（見込）の件（資料2）

高杉執行理事より資料2に基づいて報告があった。

【報告事項】その他：テクノサイエンス社との訴訟について

恒石仲裁調停専門員より、訴訟の進捗状況などについて報告があった。

【質問、意見及びその他報告事項等】

【議決事項 第1号：2025年度事業計画の件】

八木理事：第20回アジア競技大会（愛知）のほかに東京で開催の世界陸上でのプロボノ等
は行わないのか。

高杉理事：協力してくれないかという話は来ているので、支援等がかかわることになるのではないかと考えている。

宍戸理事：J S A Aの小川さん宛てに世界陸連の法務担当者から連絡があり、杉山弁護士と世界陸連法務担当者との打ち合わせに同席（J S A A理事としてではなく）したのだが、世界陸上のプロボノについては弁護士会との調整も必要になってくると思うので、よろしくお願ひしたい。

小川専門員：弁護士会とはまだ連絡を取っていない。世界陸連の法務担当者と連絡を取り合っている状況。

【議決事項 第4号：規則改定（仲裁人・調停人報酬関係）の件】

八木理事：増額をする基準は変わるのか。これまで報償金が増額されたケースはどれくらいあるのか。

高杉理事：今までは、業務執行理事と相談し、審問の回数であるとか案件の難しさであるとかに応じて3分の1～半分程度の仲裁人に対して増額がなされている。この考え方は、今回の改定で変更する考えはない。

八木理事：同じ案件の中で、仲裁人の経験年数に応じて報酬額に差が出ることは今までであったのか。また今後はそういったケースは想定されているのか。

高杉理事：同じ案件でも、個々の仲裁人の業務負担量に応じて調整したケースはこれまでもあり、今後もあるものと考えている。

【議決事項 第3号：基本計画・中期計画（2025年度～2028年度）改定の件】

八木理事：女性仲裁人候補者の実績について

- ①仲裁人の候補者は何人か。候補者数何人に対しての値なのか知りたい。
- ②2021年度～2024年度の増減数を教えていただきたい。
- ③現在の仲裁調停専門員は全員男性だが、女性を増やすためどのような努力をしたのか。

高杉理事：①仲裁人リストに掲載されているのは、約200名。

②4年に1度仲裁人候補者のリスト改正をしており、現在、その作業中であるが、期間中に仲裁人候補者リストの改正をしていないため、女性の候補者については、増減はほぼない状況。

③仲裁調停専門員の採用に当たっては、公募をおこない、その中から選考している。女性の応募もあったが、選考の結果全員男性となってしまった。

八木理事：JOCで女性役員が一気に増えたのは、推薦の段階で女性が推薦されやすいようなやり方を行ったからで、仲裁調停専門員も応募の段階で女性が増えるような工夫することも考えるべき。

沖野代表理事：他機関のやり方も参考にしていくことが必要だと思う。

岩田理事：この理事会で中期事業計画を決定してしまっているものなのか。

4年間の中期計画であるし、在り方検討会議での議論も続いていることもあるため、もう少し慎重に検討した方が良いのではないか。

新しいスポーツ分野への展開は、JSPOもeスポーツ（JeSU）について6月の評議員会で加盟を認める方向にある。アーバンスポーツでも新しい種目が生まれてきており、書き方を工夫した方がよい。

沖野代表理事：一回の議論で中期計画を決めるのかという点について、確かに、現在、在り方検討会議で議論をしていて、今年度も議論をすることになっていることから、そのインプットを中期計画に入れることが必要と考えている。

高杉理事：新しいスポーツ分野については、前回の中期計画時には、アジア大会でeスポーツが競技種目となったことに対応すること等が課題としてあったことから、特だして記述した。eスポーツに関しては、JOCやJSPOで一定の方向性が出そうではあるが、プロスポーツやレクリエーション関係のスポーツなど今後取組んでいくことが必要と考えており、記述は工夫したい。

竹下理事：事案件数の増加を目標で設定するよりも（紛争がなかったらそれが一番良いはずである）、例えば現在の仲裁案件が少ない原因がアウトリーチ活動が少ないためであるとするならば、定量的な目標は、アウトリーチの活動回数を増やすとか、別の目標を設定する方が良いのではないかと。案件の数や相談の数など受け身の事柄について、目標設定することにやや違和感を覚える。機構がやることについて目標の設定を考える方がいいのではないかと。受け身のもので数字が伸びなかったら、その原因を検討して機構として行うことを定量化することがいいのではないかと。

沖野代表理事：数字をどう捉えるのかという評価の問題がある。定量化の目標設定に関しては、竹下先生のご指摘の通りと思う。

松本理事：2025年度からのものを新規に作成するもので、様々な意見もでてきていることから、一旦ペンディングにしたらいのではないかと。

高杉理事：相談件数、事案件数で目標を設定するというのは、事務局としても疑問は持っているが、基本的な認識としてスポーツ紛争の解決にJSAAの制度を活用していただいているケースが極めて限られており、もっと解決できるものがあるのではないかとこの思いがあるため、これを増やしていくことが必要であると考えており、また、非常にわかりやすい目標であるということもあり、定量的な目標を挙げていた。ただ、ご指摘のとおり普及活動のように機構が能動的に行うことにより力を入れて目標を立てるということは、その通りであると考えている。

沖野代表理事：今日の議論から、計画については、原案の字句修正にとどまらず修正が必要であると思う。在り方検討会議も動いているし、竹下先生からも発言した部分以外にも気の付くところがあるとお話もあった。この理事会では暫定版としてお認めいただき、次回の理事会で審議して確定版を作っていくということにしたい。

なお、オンラインによる本理事会は通信システムの異常なく終了した。

以上

配布資料

- 資料1 2025年度事業計画（案）
- 資料2 2024年度予算、2024年度決算見込、2025年度予算（案）
- 資料3 2025年度予算（案）会計別内訳
- 資料4-1 中期計画の実績
- 資料4-2 中期計画（修正版）
- 資料5-1 仲裁人報償金規程
- 資料5-2 調停人報償金規程
- 資料5-3 参考条文
- 資料6 スポーツ仲裁・調停等事業・専門員の契約条件等について
- 資料7 2025年度スポーツ庁委託事業に係る報酬について
- 資料8 令和5年度貸金構造基本統計調査（抜粋）
- 資料9 2025年度スポーツ庁委託事業に係る給与の算定について
- 資料10 弁護士の報酬比較について
- 資料11 職員及び仲裁調停事務委託員の給与など
- 資料12 職員関係決定（案）
- 資料13 受託者関係決定（案）
- 資料14 評議員会の開催日程
- 資料15 2024年度事業報告（中間報告）
- 資料15-1 別紙_JSAA取扱事案数
- 資料16 役員名簿（2025.3.6現在）

上記の通り相違ありません。

2025年3月13日

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構理事会

議長： 沖 野 眞 巳 /s/

監事： 川 原 貴 /s/

監事： 辻 居 幸 一 /s/